

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その22～

遺言書が残されていた場合に期待される効果 その8（相続財産を譲渡した場合の特例の適用）

● 相続税額の取得費加算の特例

この制度は、相続税の課税対象となった相続財産の譲渡が相続の直後に行われる場合には、相続税と譲渡に係る所得税が相次いで課されることによる負担の調整を図るため、譲渡をした相続財産に係る相続税相当額をその譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する制度です。

したがって、相続により取得した土地、建物、株式などを、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができます。

● 被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から令和9年12月31日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。

この特例の適用を受けるためには、売却代金が1億円以下であること（譲渡益が3,000万円を超える場合には、複数の相続人が相続すれば1人当たり3,000万円（相続人の数が3人以上である場合は2,000万円）の特別控除の適用を受けることができます。）、相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡することなどの要件があります。

● 非上場株式を発行会社に譲渡した場合の特例制度

相続又は遺贈により財産を取得した個人でその相続又は遺贈につき納付すべき相続税額があるものが、相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、相続税の課税の対象となった非上場株式をその発行会社に譲渡した場合においては、その人が株式の譲渡の対価として発行会社から交付を受けた金銭の額が、その発行会社の資本金等の額のうちその譲渡株式に対応する部分の金額を超えるときであっても、その超える部分の金額は配当所得とはみなされず、発行会社から交付を受ける金銭の全額が株式の譲渡所得に係る収入金額とされます（措法9の7）。

したがって、この場合には、発行会社から交付を受ける金銭の全額が非上場株式の譲渡所得に係る収入金額となり、その収入金額から譲渡した非上場株式の取得費及び譲渡に要した費用を控除して計算した譲渡所得金額の20.315%に相当する金額の所得税等が課税されます（措法37の10）。

また、この場合の非上場株式の譲渡による譲渡所得金額を計算するに当たり、その非上場株式を相続又は遺贈により取得したときに課された相続税額のうち、その株式の相続税評価額に対応する部分の金額を取得費に加算して収入金額から控除することができます（措法39）。（文責：山本和義）